

## Art.3I子どもの権利シアター「その後のうさぎの物語」

### 【活動概要】

本事業は、NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン、Art.3I、ただじゅん企画が共同制作した、子どもの権利条約を題材とする参加型作品、Art.3I子どもの権利シアター「その後のうさぎの物語」の鑑賞機会を地域に提供するものです。本作品は、単なる上映ではなく、子どもへの問いかけや登場人物とのやりとりを通して進行する“対話型の鑑賞体験”を特徴としています。子どもも大人も、物語の世界に関わりながら子どもの権利を身近に感じ、楽しみながら理解を深められる場を創出します。

### 【活動場所（市町村）】

ふれあいセンターごだい(那珂市)

### 【寄付金の主な用途】

会場費、公演料、出演者交通費、チラシ印刷費、チラシ郵送費

### 【企業との連携】

助成により観劇費用を補助し、参加機会を広げます。広報協力や当日の運営補助、社員ボランティアの参加などで事業に参画いただき、地域における子どもの権利理解の促進をともに進めていきたいです。



団体名（所在地）

認定特定非営利活動法人水戸こどもの劇場（水戸市）

設立（活動開始）年

1971年6月

主な活動

文化事業・創造事業・子どもの諸活動支援事業・活動交流